

・第3次笠間市行財政改革大綱 主要修正箇所一覧

資料 No.4
平成29年2月22日(水)
第4回行政改革推進委員会

| No | 資料No 1の ページ | 修正前, 修正箇所 | 修正後 | 備考 |
|----|-------------------|--|--|----|
| 1 | 表紙 | 第三次 | 第3次 | |
| 2 | 表紙 | - | 基本理念(スローガン)を追記 | |
| 3 | 表紙裏 | - | あいさつ文を追記 | |
| 4 | 目次 | - | 内容の変更に伴い修正 | |
| 5 | 1 | 笠間市第2次総合計画における笠間市の将来ビジョン「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 | 笠間市第2次総合計画における笠間市の将来像「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」 | |
| 6 | 3 | - | 第一次大綱期間における議会での改革について追記 | |
| 7 | 4 | - | 第二次大綱の効果額について, ※印の補足を修正 | |
| 8 | 4 | - | 第二次大綱期間における議会での改革について追記 | |
| 9 | 5 | 職員数及び部署数の推移【参考】 | 合併前(H17)の数字を追加 | |
| 10 | 7~9 | 財政計画(歳入歳出差引)外 | 最新のデータにてグラフを修正 | |
| 11 | 10 | - | 基本理念に関する説明を追加 | |
| 12 | 10 | - | 基本方針の表現を修正(強調) | |
| 13 | 10 | 1 効率的な行政運営 引き続き効率的で効果的な行政運営 | 1 効率的な行政運営 引き続き効率的で <u>活力のある</u> 行政運営 | |
| 14 | 11 | 1 効率的な行政運営 そのためには, 行政の担い手である職員の能力と意欲を開発, 向上させるとともに, 職場環境の改善に努め, 効率的で活性化された組織を目指します。 | 1 効率的な行政運営 そのためには, 行政の担い手である職員の能力と意欲の向上を図るとともに, ワーク・ライフ・バランスの推進やメンタルヘルス対策, 職場環境の改善など <u>働き方改革を推進します。</u> また, 行政課題に適切に対応し, <u>職員の能力と意欲を最大限に発揮するため</u> , 効率的で活性化された組織を目指します。 | |

| No | 資料No 1の ページ | 修正前, 修正箇所 | 修正後 | 備考 |
|----|-------------------|--|---|----|
| 15 | 11 | また, PDCAサイクルの活用, ICT(情報通信技術)を活用した市民サービス向上や事務の効率化, 外部委託や指定管理者制度などにより経営能力に優れた民間活力の積極的な活用を推進します。 | さらに, PDCAサイクルの充実による業務改善, ICT(情報通信技術)やマイナンバー制度を活用した市民サービスの向上や事務の効率化, 民間活力の積極的な導入を推進します。 | |
| 16 | 11 | 【推進項目】 (1)人材育成, 組織機構の見直し | 【推進項目】 (1)人材育成, <u>働き方改革の推進</u> (2)組織機構の見直し | |
| 17 | 11 | ○ 人口減少による労働力不足が社会全体で懸念される中, 世代間のバランスが取れた計画的な定員管理を行い, 次世代を担う優れた人材や専門的知識を有する人材など, 人材の確保に努めます。 | ○ 人口減少による労働力不足が社会全体で懸念される中, 世代間のバランスが取れた計画的な定員管理を行います。 また, <u>人物重視の採用方針を定め, 次世代を担う人材, ICTなど専門的知識を有する人材, 英語力に秀でるなど国際化に対応した人材の採用や外国籍人材の活用など, 優れた人材の確保に努めます。</u> | |
| 18 | 11 | ○ 地域の課題や実情を分析し, 事業化できる政策形成能力の向上を図るとともに, 「笠間市職員人材育成基本方針」(平成18年)に基づく職員研修を充実し, 職員一人ひとりの能力開発と人材育成に努めます。 | ○ 地域の課題や実情を分析し, 事業化する政策形成能力の向上を図るとともに, 「 <u>笠間市職員人材育成基本方針</u> 」(平成18年)の改定, 「 <u>職員行動指針</u> 」の策定により, <u>目指すべき職員像を明確にします。</u> また, これらの方針に基づき, 職員研修を充実し, 職員一人ひとりの能力開発と人材育成に努めます。 | |
| 19 | 11 | ○ 子育てや介護などに応じた多様な働き方ができるワーク・ライフ・バランス※を推進します。 また, メンタルヘルス対策の強化とともに, 職員が意欲をもって職務に取り組み, 心身ともに健康で働きやすい環境の整備に努めます。 | 項目を整理 | |
| 20 | 11 | - | ○ 限られた職員数においても, 質の高い行政サービスを提供するため, 職員が生き生きと仕事に取り組めるよう, 組織風土や業務の見直し等を進め, 時間外勤務の削減や偏りの是正, 子育てや介護等と仕事との両立, 年次休暇等の取得促進, 職場環境の改善など働き方改革を推進します。 | |

| No | 資料No 1の ページ | 修正前, 修正箇所 | 修正後 | 備考 |
|----|-------------------|---|--|----|
| 21 | 11 | ○ 窓口の混雑緩和や待ち時間の短縮など住民の利便性向上並びに行政コストの削減などの効果が期待されるコンビニエンスストアや自動交付機による種証明書交付の利用促進を図ります。 | ○ 市民の利便性向上や行政コスト削減の効果が期待される総合窓口(ワンストップ・サービス)の設置を検討するとともに、コンビニエンスストアや自動交付機による各種証明書交付の利用促進を図ります。 | |
| 22 | 11 | - | 庁内会議等にタブレット端末を導入し、円滑で効率的な会議の運営に努めます。 また、会議以外の業務にも積極的に活用し、業務の効率化を図ります。 | |
| 23 | 11 | (4)行政事務の広域化・共同化 | 実施項目が少ないため、項目を統合 | |
| 24 | 12 | - | ○ 業務内容が民間と類似する給与計算などの庶務業務や広報紙の編集など民間の専門性を活かせる業務において、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意した上で、外部委託の推進を図ります。 | |
| 25 | 13 | また、公債権、私債権によって根拠法令等が異なる催促や放棄などの事務手続きを整理するなど債権管理の適正化に努めます。 | また、収入未済額の縮減を図るため、債権によって根拠法令が異なる督促や差押えなどの事務手続きを整理し、債権管理の適正化に努めます。 | |
| 26 | - | ○ 市が出資する団体や市と関係性が強い団体に対して、社会的、公益的な位置づけや市と団体との役割、責任の範囲を明確にし、市の関与について見直しを行うとともに、健全な経営を促します。 | 実施項目がないため、項目を削除 | |
| 27 | 14 | (4)公共施設等の適正な管理 | 内容が重複していた推進項目を整理 | |

| No | 資料No 1の ページ | 修正前, 修正箇所 | 修正後 | 備考 |
|----|-------------------|--|---|----|
| 28 | 15 | <p>3 市民協働の推進 市民主体のまちづくりを実現するため、「笠間市協働のまちづくり推進指針」に基づき、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、自立した対等の立場で連携、協力して、公共的活動等に取り組みます。 また、広報広聴の充実や見える化を進め、市民協働の原則である市民と行政との情報の共有を図ります。 地域の自主性及び自立性を高めるため、公(行政)と民(市民・地域団体・NPO等)とのあり方を見直し、地域のことは地域住民が責任を持って決めることのできる地域社会を目指します。 一方で、地域における人口構成や価値観の変化に伴う、担い手不足や高齢化、人間関係の希薄化などにより、相互扶助や伝統文化の継承、地域の意見調整などの機能を維持することが難しい地域が増えることが予想されます。 これまで地域コミュニティが担ってきた役割を見直し、それらを補完、充実するものとして公と民が協働し、きめ細かな住民サービスの提供を図っていきます。 さらに、東日本大震災の教訓を生かし、公民連携により災害に強い地域づくりに努めます。</p> | <p>3 市民協働の推進 地域コミュニティの維持が危惧される状況や行財政資源が減少する中においても、地域の課題に対応するため、「笠間市協働のまちづくり推進指針」に基づき、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して、公共的活動等に取り組みます。 地域コミュニティ活動については、市民自らが自主的・主体的に地域づくりに取り組める地域社会を目指します。 また、様々なテーマや目的を持って活動するボランティア団体などの育成に努めるとともに、市民と行政だけではなく、産業界や教育機関など多様な主体と連携し、課題解決に努めます。 さらに、東日本大震災の教訓を生かし、自助、共助、公助の理念により地域の防災力の向上に努めます。 協働の原則である市民と行政の情報共有を図り、市民が主体性を持って行政と共に活動する協働のまちづくりを推進します。</p> | |
| 29 | 15 | <p>【推進項目】 (1)市民協働の推進</p> | <p>【推進項目】 (1)自主的・主体的な地域づくり …基本方針と同一文言のため修正</p> | |
| 30 | 15 | - | <p>○ 地域コミュニティを維持し、地域に応じた課題に自主的・主体的に取り組めるよう、行政区や子ども会、消防団、地域福祉活動推進団体など地縁による団体の連携した活動を支援します。</p> | |
| 31 | 17 | (1)人材育成, 組織機構の見直し | <p>(1)人材育成, 働き方改革の推進…重点 (2)組織機構の見直し</p> | 再掲 |
| 32 | 17 | - | <p>③働き方改革の推進【新規】</p> | |
| 33 | 17 | - | <p>④消防団統合再編(消防団詰所, 消防自動車の整備計画)の推進 …体系のひも付けを業務改善より変更</p> | |
| 34 | 17 | - | <p>②総合窓口(ワンストップ・サービス)の設置</p> | |

| No | 資料No 1の ページ | 修正前, 修正箇所 | 修正後 | 備考 |
|----|-------------------|---|------------------------------|----|
| 35 | 17 | - | ③審議会等の見直し | |
| 36 | - | ・市民課窓口,内部レイアウト及び機器の変更 ・市民課等における専門性の高い臨時職員の確保による窓口サービスの向上 | 削除・・・総合窓口(ワンストップ・サービス)の設置に統合 | |
| 37 | 17 | - | ⑦投票事務の見直し(当日投票システムの構築) | |
| 38 | - | ・関連団体(農業公社)と行政との役割分担の整理 ・土地改良区の統合について(土地改良運営協議会の事務の効率化) | 削除・・・内容の精査による | |
| 39 | 17 | - | ①給与計算事務の外部委託 | |
| 40 | - | ・公民館休日受付業務の外部委託【新規】 | 削除・・・内容の精査による | |
| 41 | - | ・行政事務の広域化共同化 | 項目の統合 | 再掲 |
| 42 | 18 | - | ①ホームページ有料広告収入の確保 | |
| 43 | 18 | - | ⑥債権管理の適正化(管理条例) | |
| 44 | 18 | - | ⑧ふるさと寄附金(納税)制度の推進 | |
| 45 | - | ・農業用水補償地区の電気料について | 削除・・・内容の精査による | |
| 46 | - | ・観光案内所のあり方について ・周遊バス運行のあり方について | 削除・・・内容の精査による | |
| 47 | - | ・あいあい農園のあり方について ・生き生き菜園はなさかのあり方について | 削除・・・内容の精査による | |
| 48 | 19 | (1)市民協働の推進 | (1)自主的・主体的な地域づくり | 再掲 |
| 49 | 19 | - | ②産学官連携の推進 | |
| 50 | - | ・笠間市情報コーナーの設置場所及び部数の見直し | 削除・・・内容の精査による | |
| 51 | 20 | 参考資料 | 順番を入替え, 最新のデータに修正 1 財政計画 | |
| 52 | 21 | 参考資料 | 追加 2 策定までの経過 | |

| No | 資料No 1の ページ | 修正前, 修正箇所 | 修正後 | 備考 |
|----|-------------------|-----------|---|----|
| 53 | | 参考資料 | 4 用語説明集 内容修正, 下記追加 ※5 コンビニ交付外 ※7 定住自立圏 ※12 自助, 共助, 公助 ※14 インバウンド | |